防整技第7166号 28.3.31 一部改正 防整技第18637号 30.11.30

大臣官房長 地方協力局長 施設等機関の長 各幕僚長 情報本部長 各地方防衛局長 防衛装備庁長官

整備計画局長 (公印省略)

工事検査の実施細目について (通知)

標記について、別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

添付書類:別紙

配布区分:施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

工事検査の実施細目について

(目的)

第1 工事の実施細目について(防整技第7167号。28.3.31)第2 第1号に規定する建設工事の検査(以下「検査」という。)については、他 の法令に定めるもののほか、この通知の定めるところによる。

(定義)

- 第2 この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号)第2条に規定する契約担当官等をいう。
 - (2) 工事検査官 工事に係る会計法 (昭和22年法律第35号。以下「法」 という。) 第29条の11第2項の補助者をいう。
 - (3) 工事監督官 工事監督の実施細目について(防整技第7165号。28.
- 3. 31) 第2第1号に規定する工事監督官をいう。

(主任工事検査官の指名及び任務)

- 第3 契約担当官等は、工事検査官を同一の建設工事請負契約書(以下「契約書」という。)に係る工事目的物について2名以上指名するときは、そのうちの1名を主任工事検査官として指名するものとする。
- 2 主任工事検査官は、工事検査官としての事務のほか、前項の工事目的物に 係る他の工事検査官を指揮監督するものとする。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止の特例)

第4 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第101条の7に規 定する特別の必要がある場合とは、防衛省所管契約事務取扱細則(平成18 年防衛庁訓令108号)第59条の規定による場合とする。

(検査の種類等)

- 第5 検査の種類及びその意義は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 完成検査 法第29条の11第2項の規定による検査で、工事が完成した場合又は契約書に基づき契約担当官等が性質上可分である工事目的物について、あらかじめ可分部分として引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)の工事が完了した場合に、その完成した工事目的物又はその指定部分について行うものをいう。

- (2) 既済部分検査 法第29条の11第2項の規定による検査で、工事の完成前にその工事の出来形部分(工事現場に搬入した検査済み工事材料を含む。以下同じ。)に対し、請負代金の一部を支払う必要がある場合に当該出来形部分について行うものをいう。
- (3) 中間検査 工事の施行の中途において、契約担当官等の指定するその工事の出来形部分(完成検査又は既済部分検査の終了した出来形部分を除く。)について行う検査をいう。

(検査時期)

- 第6 完成検査は、受注者から工事が完成した旨の通知(指定部分にあっては、 これに係る工事が完了した旨の通知)を受けた日から、契約書により定めら れた期間内に行わなければならない。
- 2 既済部分検査は、受注者から工事の出来形部分の検査の請求を受けた後遅滞なく行わなければならない。
- 3 中間検査は、契約担当官等が指定した時に行うものとする。

(検査の方法)

- 第7 工事検査官は、現場において、原則工事監督官の立会いの下に工事目的物とこれに係る契約書、図面、仕様書、現場説明書その他の関係書類と照合し、その適否を確認するものとする。
- 2 前項の規定により、工事監督官がやむを得ない事情により、検査に立ち会えないときは、工事監督官が下検査を実施している場合に限るものとする。

(検査のための書類等の提出)

第8 工事検査官は、検査を行うときは、工事監督官に、あらかじめ完成検査 については完成図及び出来高計算書、既済部分検査及び中間検査については 出来形図及び出来高計算書を必要に応じ作成させ、検査に際し、これらの書 類のほか、検査に必要な諸資料を提出させることができる。

(検査のための労務等の提供)

第9 工事検査官は、検査に際し、必要があると認めるときは、工事監督官に 検査のための労務及び器材の提供を求めることができる。

(修補)

第10 工事検査官は、第7の規定による確認の結果、工事目的物に契約書、 図面、仕様書その他の関係書類に適合しない部分があると認めるときは、工 事監督官に当該部分の修補の措置を採らせるものとする。この場合において、 当該修補が重要な部分に係るものであるとき、若しくは、工期に多大な影響 を与えるものであるとき又は当該修補に相当な費用を要することとなるとき は、契約担当官等に報告し、その指示によらなければならない。 2 工事監督官から前項の修補が完了した旨の通知があったときは、工事検査 官は、第7の規定による確認をしなければならない。

(検査の報告)

- 第11 工事検査官は、検査を完了したときは、速やかに、当該検査が完成検査にあっては別記第1号様式による工事完成検査調書(指定部分に係るものであるときは、別記第2号様式による指定部分検査調書)、既済部分検査にあっては別記第3号様式による工事既済部分検査調書、中間検査にあっては別記第4号様式による中間検査調書を作成し、契約担当官等に提出するものとする。
- 2 前項の指定部分検査調書、既済部分検査調書又は中間検査調書には、それ ぞれ、指定部分検査、既済部分検査又は中間検査に係る内訳書を添付するも のとする。

工事完成検査調書

1	工事名				
2	工事場所				
3	請負代金額				
4	工期	平成	年	月	日から
	上 籾	平成	年	月	日まで
5	完成年月日	平成	年	月	日
6	受注者氏名				
7	検査年月日	平成	年	月	日

上記の工事は、設計図及び仕様書のとおり完成したことを確認しました。

平成 年 月 日

印

注: 2名以上の工事検査官が当該検査を担当したときは、それぞれ担当区分を明記し、署名押印すること。

指定部分検査調書

1	エ		事		名						
2	工	事	: ;	場	所						
3	請	負	代	金	額						
4	工				期	平成 平成	年年	月月	日から 日まで		
5	受	注	者	氏	名						
6	指	定	部	分	0)						
	名		称		等						
7	指定部分に係る			る							
	請	負	代	金	額						
8	完	了	年	月	日	平成	年	月	日		
9	検	査	年	月	日	平成	年	月	日		

上記の指定部分の工事は、設計図及び仕様書のとおり完了したことを確認しました。

平成 年 月 日

0000000

000000000 殿

 \bigcirc

注:2名以上の工事検査官が当該検査を担当したときは、それぞれ担当区分を明記し、署名押印すること。

工事既済部分検査調書(第 回)

1	工 事 名	
2	工事場所	
3	請負代金額	
4	工期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
5	受注者氏名	
6	既済部分の	
	出来高金額	
7	検査年月日	平成 年 月 日

上記のとおり工事に既済部分のあることを確認しました。

平成 年 月 日

0000000 00000000 殿

 $^{\scriptsize{\textcircled{\tiny 1}}}$

注: 2名以上の工事検査官が当該検査を担当したときは、それぞれ担当区分を明記し、署名押印すること。

中間検査調書

1	工 事 名	
2	工事場所	
3	請負代金額	
4	工期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
5	受注者氏名	
6	中間検査時の出来高	
7	検査年月日	平成 年 月 日

上記のとおり工事に既済部分のあることを確認しました。

平成 年 月 日

0000000

000000000 殿

 $^{\scriptsize{\textcircled{\tiny 1}}}$

注:2名以上の工事検査官が当該検査を担当したときは、それぞれ担当区分を明記し、署名押印すること。